

[事案 24-109] 更新取消・遡及解約請求

・平成 25 年 5 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

集団の所属員でなくなったにもかかわらず契約が更新されたとして、更新の無効を理由に更新後の既払込保険料の返還などを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 3 月に、集団扱いで医療給付金付個人定期保険に加入したが、その後、集団の所属員でなくなり、平成 12 年 11 月には現住所地に転居した。その後、平成 24 年 3 月になって、銀行口座から同集団名義での引き落としがあることに気が付き、引き落としを解除するとともにその内容を集団に問い合わせたところ、保険会社との間に本契約があるために引き落とされていることが判明した。本契約は集団扱いで加入したので、集団の所属員でなくなれば契約を更新することはできなくなるはずであるから、本契約が継続しているとは認識しておらず、また、更新拒絶に必要な書類等が届かなかったことは、保険会社が転居先を十分に調査することを怠ったことが原因であるため、契約更新の無効を理由に更新後の保険料を全額返還してほしい。あるいは、更新の無効が認められないのであれば、時効となっている入院等の給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 第 1 回の更新日（平成 3 年 3 月）に際し、更新の 5 か月前に更新案内を郵送しているが、申立人からは特段の申し出がなかった。
- (2) 第 2 回の更新日（平成 13 年 3 月）に際しても、更新案内については平成 12 年 9 月に旧住所で、更新後の更新通知書については平成 13 年 3 月に新住所で受理されていると推測できる。
- (3) 第 3 回の更新日（平成 21 年 3 月）に際しては、申立人からは特段の申し出がなかった。
- (4) 保険約款の集団扱特約条項上では、集団の所属員でなくなったときは、保険料率を普通保険料率に変更すると規定し、保険契約の無効までは規定していない。
- (5) 集団を通じて保険料の徴収が長期間毎月継続されていたことは、契約者による、契約の追認を意味している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主位的主張について

- (1) 集団の所属員でなくなった場合の保険契約の取り扱いに関しては、約款の集団扱特約条項にて、「保険契約者が集団の所属員もしくは構成員でなくなったとき」は、保険会社は集団扱特約を解除し、「その時以降主約款の規定を適用し、保険料率は、普通保険料率に変更される」と規定されているため、集団の所属員でなくなった場合は、当然に保険契約が解約等されるわけではない。また、契約の更新に関しては、約款において、契約者

から申出がない場合は、原則として自動的に契約が更新される旨規定しており、本件では、申立人から保険会社に対し、更新拒絶の申出書が提出されていないため、本契約は有効に存続し更新されていると認められ、集団の所属員でなくなれば、本契約は更新できなくなるということを理由とする申立人の主位的主張は認められない。

(2) なお、申立人は、更新拒絶に必要な書類等が申立人の下に届かなかったことは、保険会社が申立人の転居先を十分に調査することを怠ったことが原因である旨主張しているが、約款によると、住所変更は、契約者に通知義務があると規定されているので、契約者である申立人から保険会社に対し住所変更の通知がなされなかった本件においては、保険会社が申立人の転居先を把握できなかったとしても上記結論を変更する理由にはならない。

2. 申立人の予備的主張について

(1) 申立人は、診断書を提出し、平成 17 年並びに平成 21 年の入院等について給付金の支払いを求めていることから、これらの入院等が約款の支払事由に該当するか検討すると、平成 17 年の入院等については、入院給付金の支払事由に該当し、平成 21 年の入院については、手術給付金の支払事由に該当する。

(2) したがって本件においては、予備的主張にかかる入院等給付金の支給額に当たるが、約款によると、いずれの給付金も 3 年の消滅時効にかかっている。

3. 和解案提示の理由

以上のとおり、申立人の主位的主張は認められず、予備的主張も 3 年の消滅時効にかかっているが、保険会社は、当該給付金について消滅時効を援用するとの主張はしておらず、申立人も本契約の保険料を平成 24 年 4 月分まで支払っていることから、保険会社が申立人に対し、上記給付金を和解金として支払うことが、申立人の主張にも沿い、本件を解決するうえで相当であると判断する。